

岡山市自殺対策連絡協議会規約

(設置)

第1条 公的機関と民間団体とが協働して、市内の自殺の発生状況やその背景を調査・分析し、その特性に応じた具体的な取組みの方向性の協議等を行うため、岡山市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自殺の発生状況等に関する情報交換
- (2) 自殺の背景等に関する調査・分析
- (3) 自殺の特性に応じた具体的な取組みの方向性の協議
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、25人以内とし、協議会を構成する団体の中から選出する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長の任期は、会長に選任された協議会の開催日の翌日から次回協議会の開催日まで
の期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ会長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決
するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めたときは、議事に関係する者の出席を認め、その意
見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の事務局は、岡山市保健福祉局保健管理課において行う。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が協議会
に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成21年10月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年12月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年2月13日から施行する。

別表（第3条関係）

岡山市内医師会連合会

岡山市医師会

岡山県精神科病院協会

岡山市薬剤師会

岡山弁護士会

岡山県司法書士会

岡山県理容生活衛生同業組合

岡山いのちの電話協会

岡山産業保健総合支援センター

岡山市民生委員児童委員協議会

岡山市愛育委員協議会

山陽新聞社

岡山労働局

岡山県警察本部

岡山市